

経済産業委員会

経済産業調査室

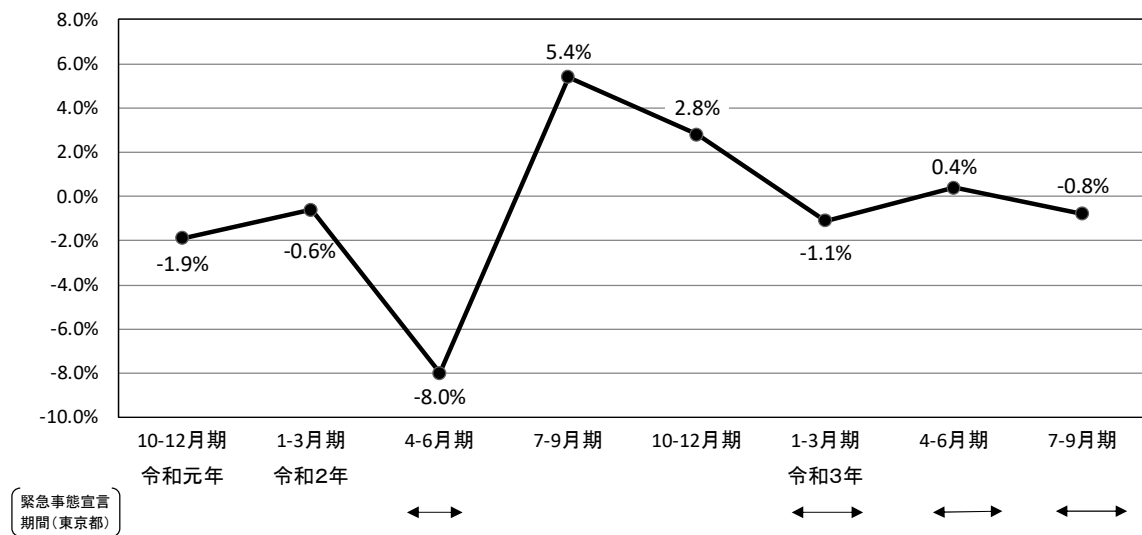
I 所管事項の動向

1 我が国経済の動向と経済産業政策等

(1) 景気動向

我が国の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症のため初めて緊急事態宣言の発出された令和2年4-6月期に前期比8.0%減と大幅マイナスになった後、一旦回復しプラス成長が続いていた。しかし本年1-3月期に東京都等に再び緊急事態宣言が発出され、個人消費が落ち込んだこと等から再びマイナス成長に転じた。以降、緊急事態宣言の大幅な延長等による個人消費の低迷や半導体不足に伴う自動車減産等による輸出の低調が響き、一進一退の動きが続いている。

<実質GDP成長率（前期比、季節調整済み）>



内閣府「国民経済計算（GDP統計）」より当室作成

(2) 我が国の「成長戦略」

2015年に採択されたパリ協定に定める目標¹等を踏まえ、昨年10月26日に、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、2050年までに我が国の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを旨とする「2050年カーボンニュートラル宣言」を行った。

昨年12月25日に策定された「グリーン成長戦略²」は、同宣言を受け、「2050年カーボンニュートラルへの挑戦を、産業構造や経済社会の変革を通じた、大きな成長につなげる」とし、グリーン及びデジタルを「車の両輪」として民間投資等を通じて我が国の経済成長

¹ 「世界全体の気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下回る」等の努力を継続

² 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略。産業政策の観点から議論を深めるに当たって、次期成長戦略に向けて経済産業省が取りまとめたもの。なお、本年6月18日に一部改定。

を促すとしている。そのため、洋上風力、太陽光、水素産業等の14の重点分野³について、数値目標⁴等を盛り込んだ「実行計画」を策定し、10年間で2兆円の「グリーンイノベーション基金⁵」の創設、脱炭素化効果が高い製品への投資を促す税制措置等の政策を総動員するとしている。

本年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画⁶」でも、上記「グリーン成長戦略」に加え、人への投資の強化、デジタル政策等により、労働生産性や労働分配率を向上させることで、消費の拡大を図り、「成長と分配の好循環」を実現するとしている。

このような動きの中、本年10月、新たに発足した岸田内閣において「新しい資本主義実現本部」が設置され、11月8日、「新しい資本主義実現会議」において「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義の実現に向けた「緊急提言」が取りまとめられた。

(3) 経済安全保障

昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、多くの企業のサプライチェーンが寸断され、様々な物資の供給途絶リスクが顕在化した。また、米トランプ政権下で顕在化した米中対立は、米国の政権交代を経ても基本的な構図に変化はなく、長期化・構造化することが避けられない状況となっている。こうした中、各国で経済安全保障上の重要技術の管理や自国への囲い込みの強化が進められており、我が国においても、半導体、電池、石油、レアアース等の重要物資・機微技術のサプライチェーン強靱化など経済安全保障の観点からの政策対応の必要性が高まっている。

10月に発足した岸田内閣も経済安全保障を重要政策の一つとして位置付けており、11月に開催された第1回経済安全保障推進会議⁷において、法制上の手当を講ずべき分野としてサプライチェーンの強靱化、基幹インフラの安全性・信頼性の確保、先端的な重要技術についての官民協力、特許の非公開化を挙げ、法案策定の準備を進めることとされた。また、エネルギー分野については、「第6次エネルギー基本計画⁸」において、安定的なエネルギー供給や脱炭素技術等の確保に向けた「包括的資源外交」に取り組むとしている。

³ ①洋上風力・太陽光・地熱産業（次世代再生可能エネルギー）、②水素・燃料アンモニア産業、③次世代熱エネルギー産業、④原子力産業、⑤自動車・蓄電池産業、⑥半導体・情報通信産業、⑦船舶産業、⑧物流・人流・土木インフラ産業、⑨食料・農林水産業、⑩航空機産業、⑪カーボンリサイクル・マテリアル産業、⑫住宅・建築物産業・次世代電力マネジメント産業、⑬資源循環関連産業、⑭ライフスタイル関連産業

⁴ 2030年の洋上風力の導入目標10GW、2030年の水素のコスト目標30円/Nm³、2035年までに乗用車新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車）100%実現等

⁵ 政府は、グリーン成長戦略に基づき、令和2年度第3次補正予算において2兆円の基金を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に造成し、官民で共有した具体的目標に取り組む企業に対して、研究・開発・実証から社会実装までを10年間継続して支援することとしている。本年4月には、基金事業の対象として水素・燃料アンモニアのサプライチェーン構築、次世代船舶の開発等、18のプロジェクトが定められた。

⁶ 政府は、第2次安倍内閣発足後、デフレ脱却と経済再生を目指した経済政策を推進する中で、平成25年6月に成長戦略である「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」を閣議決定し、その後毎年改訂を重ねてきた。

⁷ 議長：内閣総理大臣、副議長：経済安全保障担当大臣及び内閣官房長官、構成員：内閣総理大臣が指名する国務大臣

⁸ 令和3年10月22日閣議決定。後述「3(1) エネルギー基本計画」を参照。

(4) 最近の産業政策の動向

ア 半導体

半導体は、情報通信・自動車等の産業に不可欠な重要技術であり、その確保は経済安全保障にも直結することから、米国は約 5.5 兆円規模の政策を講ずることを表明しており、また中国も 10 兆円規模の支援策を行うこととするなど、各国が半導体生産基盤を囲い込む支援政策を打ち出している。我が国でも、「半導体・デジタル産業戦略」（令和 3 年 6 月策定）において、半導体工場の新設・改修を国家事業として主体的に進めることが必要とされ、「成長戦略実行計画」においても、「先端半導体の生産拠点については国際的に集中度が高いため、他国に匹敵する取組を早急に進め、先端半導体の生産拠点の日本への立地を推進することで、確実な供給体制の構築を図る」こととされた。

これに関し、11 月 9 日、ファウンドリ⁹の世界最大手である TSMC¹⁰（台湾積体電路製造）が、日本に新工場を建設して 2024 年末までに半導体の量産開始を目指すことを発表し、初期投資額は約 70 億ドル（約 8,000 億円）を見込んでいる。11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」でも、半導体の国内拠点工場の生産性向上や災害対応強化に資する設備刷新の支援等を行うこととしている。

イ 自動車

世界的な脱炭素化への移行に伴い、自動車産業についても脱炭素化が求められている。EU は 2035 年以降はガソリン車（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車も含む）の販売を禁止する方針を打ち出しており¹¹、中国は 2035 年をめどに新車販売の半数を電気自動車等とし、残り半分はハイブリッド車とする方針を示すなど¹²、各国でガソリン車規制や電気自動車優遇政策を進めている。我が国でも、「グリーン成長戦略」において、電動車¹³の普及加速を行う方針を示しており、2035 年までの乗用車新車販売での電動車 100%の実現に向けて包括的な措置を講じることとしている。具体的な支援策としては、燃費規制の活用、充電インフラの整備といった電動車・インフラの導入拡大支援、蓄電池・モータ等の電動車関連技術・サプライチェーン強化等を掲げている。

また、各国で MaaS¹⁴や自動走行技術を活用した車の使い方の変革が進展する中、我が国でも安全運転支援機能の普及、高精度デジタル地図・狭域通信機能の社会実装、車載ネットワークシステム等の性能向上等の実現のための研究開発を進めることとしている。

⁹ 半導体の受託生産会社

¹⁰ Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited。ロジック半導体のファウンドリ企業の中で世界シェア 52.9%を占めている（『読売新聞』（令 3.10.15））。

¹¹ 『日本経済新聞電子版』（令 3.10.15）

¹² 『日本経済新聞電子版』（令 2.10.27）

¹³ 電気自動車、燃料電池自動車の他、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車を含む。

¹⁴ Mobility as a Service。複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する。

ウ 5G

Society5.0¹⁵の実現に不可欠な社会基盤となる5G¹⁶は、高速・大容量化、超低遅延、多数同時接続の実現が大きな特徴とされ、自動運転、遠隔医療、オフィスや工場の一体的制御等への活用が期待されることから、令和2年5月に「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和2年法律第37号）が成立し、日本政策金融公庫による融資や5G投資促進税制といった支援措置を行うこととされた。

令和2年度末までに全都道府県で5Gサービスが開始された¹⁷が、現状の5Gは高速・大容量化のみが実現しており、ポスト5Gと呼ばれる超低遅延、多数同時接続の性能が加わった5Gの実現に向けたデジタルインフラの整備、セキュリティの担保等が課題となっており、政府はポスト5G基金¹⁸等を通じて支援していくとしている。

2 中小企業政策

(1) 中小企業の動向

我が国の中小企業・小規模事業者は平成28年6月時点で約358万者（企業数全体の99.7%）であるが、中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いており、企業数は長期にわたって減少傾向にある。令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業の休廃業・解散件数が4万9,698件で前年比14.6%増加となり、平成12年の調査開始以降最多だった平成30年（4万6,724件）を抜き最多を記録した。一方、同年の倒産件数は、資金繰り等の各種支援策が奏功し、7,773件（前年比7.2%減）と2年ぶりの減少になったものの、中長期的な事業の持続可能性の改善は図られておらず、今後、倒産の増加につながりかねないとの懸念もある¹⁹。

中小企業の業況の動きについて、「中小企業景況調査」の業況判断DI²⁰を見ると、令和2年4－6月期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が顕著に現れた結果、マイナス64.1（前期差39.7ポイント減）と急激に悪化し、昭和55年の調査開始以来、過去最低となった。令和3年7－9月期も改善傾向は見られるものの、マイナス28.4（前期差2.6ポイント減）と新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻っていない。

この他、中小企業は、コロナ禍における事業の継続や新たな日常に対応するための事業再構築に加え、デジタル化への対応や経営者の高齢化、事業承継といった様々な課題にも直面している。

¹⁵ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

¹⁶ 第5世代移動通信システム

¹⁷ 総務省「令和3年版情報通信白書」

¹⁸ 令和元年度補正予算において措置された「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」。令和2年度第3次補正予算において増額され、総額2,000億円の基金が造成されている。

¹⁹ 東京商工リサーチ「2020年『休廃業・解散企業』動向調査」（令和3年1月18日）

²⁰ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、全国の中小企業約19,000社を対象に四半期毎に実施している調査において、前年同期比または前期比で、「好転」と回答した企業比率から「悪化」と回答した企業比率を引いた数値を算出したもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける事業者に対し、様々な支援策を講じてきた。

資金繰り支援策として、セーフティネット保証及び危機関連保証に加え、新たに、政府系金融機関による特別貸付や危機対応融資、特別利子補給制度(実質無利子・無担保融資)、既往債務の条件変更・リスケジュール支援等が実施された。

事業の継続を支えるための給付金として、持続化給付金²¹及び家賃支援給付金²²が給付された。令和3年の緊急事態宣言等に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等の影響を緩和するため、月次支援金²³等が給付された。

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための補助金として、新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業に対し、最大1億円を支給する事業再構築補助金が創設された。また、生産性向上に資する設備投資、販路開拓やIT導入等を支援するための補助金として、生産性革命推進事業(ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金)が実施された。

また、地域経済の需要を喚起するためのGOTキャンペーンの一環として、経済産業省では、イベントのチケット価格の2割相当額を割引する「GOTイベント」及び商店街イベント等の実施を支援する「GOT商店街」が実施された。

本年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、地域や業種を問わず事業規模に応じた給付金²⁴(事業復活支援金)を支給する新たな事業者支援、売上減少要件の緩和や特別枠の設定による事業再構築補助金等の拡充等が盛り込まれたほか、コロナ禍による債務過剰の問題については、事業再構築のための私的整理円滑化のための法制整備の検討等を進めるとされている。

(3) デジタル化の促進

新型コロナウイルス感染症により、中小企業においてもオンライン会議やテレワークの拡大等を通じてデジタル化が進んだが、アナログな文化・価値観の定着等の意識面の課題や、デジタル化の明確な目的・目標が定まっていないといった課題が指摘されている²⁵。新しいデジタル技術を活用して戦略的に新たな付加価値を生み出していく「デジタルトラン

²¹ 月間売上が前年同月比50%以上減少した事業者に対し、中小法人等(資本金10億円未満、従業員2,000人以下)200万円、個人事業者等100万円を上限に支給。支給件数は約424万件、支給総額は約5.5兆円。

²² 月間売上が原則として前年同月比50%以上減少した事業者に対し、中小法人等600万円、個人事業者等300万円を上限に支給。支給件数は約104万件、支給総額は約9,000億円。

²³ 月間売上が前年又は前々年同月比50%以上減少した事業者に対し、中小法人等20万円/月、個人事業者等10万円/月を上限に支給。

²⁴ 事業収入が基準期間同月比50%以上減少した事業者に対し、法人は事業規模に応じて250万円、個人事業主は50万円、事業収入が基準期間同月比30%~50%売上減少した事業者に対し、法人は事業規模に応じて150万円、個人事業主は30万円を上限に支給。

²⁵ 中小企業庁「2021年版 中小企業白書」

スフォーメーション（D X）²⁶」を推進するため、政府では、令和元年に改正された情報処理促進法（昭和 45 年法律第 90 号）に基づき優良な取組を行う事業者を認定する D X 認定制度や、令和 3 年に改正された産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）による D X 投資促進税制といった支援策が講じられている。

(4) 事業承継の促進

中小企業経営者の高齢化及び後継者不足が深刻化し、廃業の増加による雇用や技術への影響が懸念されている。事業承継を促進するため、政府では、事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応や事業承継計画の策定支援、事業承継・引継ぎ補助金、事業承継税制等、様々な支援策が実施されている。特に昨今は、M&Aによる第三者承継²⁷を行う際の支援が強化され、中小M&Aガイドラインや中小M&A推進計画の策定、経営資源集約化税制²⁸等の取組が行われている。

(5) 創業・ベンチャー支援

創業は、産業の新陳代謝を促進して日本経済を活性化するとともに、雇用を創出する観点からも重要である。我が国の開業率は、4.2%（令和元年度）²⁹となっているところ、政府は米国・英国レベルの 10%台を目指すとしている³⁰。新規産業の創出、ベンチャーの創業・成長促進のため、政府では、情報提供や起業家教育による創業の普及啓発、産業競争力強化法に基づく創業関連保証や産業革新投資機構（J I C）による資金調達支援、ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制優遇を行うエンジェル税制等が実施されている。また、自らは特定の事業を持たずに未公開企業の買収のみを目的とする特別買収目的会社（S P A C）の制度整備が検討されている³¹。

(6) 下請取引の適正化

中小企業が賃上げをしやすい環境を作り、経済の好循環を実現するためには、立場の弱い下請等中小企業の取引条件の改善が重要であり、下請取引の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）で親事業者の義務及び禁止行為が、下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）で親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行が

²⁶ 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

²⁷ 事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、社外の第三者への引き継ぎ（M&A）の 3 類型に分類される。

²⁸ 経営資源の集約化（M&A）によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づいて M&A を実施した場合、①設備投資減税（中小企業経営強化税制）、②雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）、③準備金の積立金額の損金算入の措置、が活用できる。

²⁹ 厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出。

³⁰ 「成長戦略フォローアップ工程表」（令和 3 年 6 月閣議決定）

³¹ S P A C は新規株式公開（I P O）より簡易な手続で上場できるため、起業家の資金調達が容易になる。「成長戦略実行計画」（令和 3 年 6 月閣議決定）では、投資家保護の観点から S P A C の制度整備を検討することとしている。

示されており、厳格な運用が行われている。また、業種の特性に応じて望ましい取引事例等を示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定、下請かけこみ寺による専門家の無料相談、取引調査員（下請Gメン）による訪問調査、関係事業者団体に対する下請事業者への配慮要請等、様々な取組が実施されている。

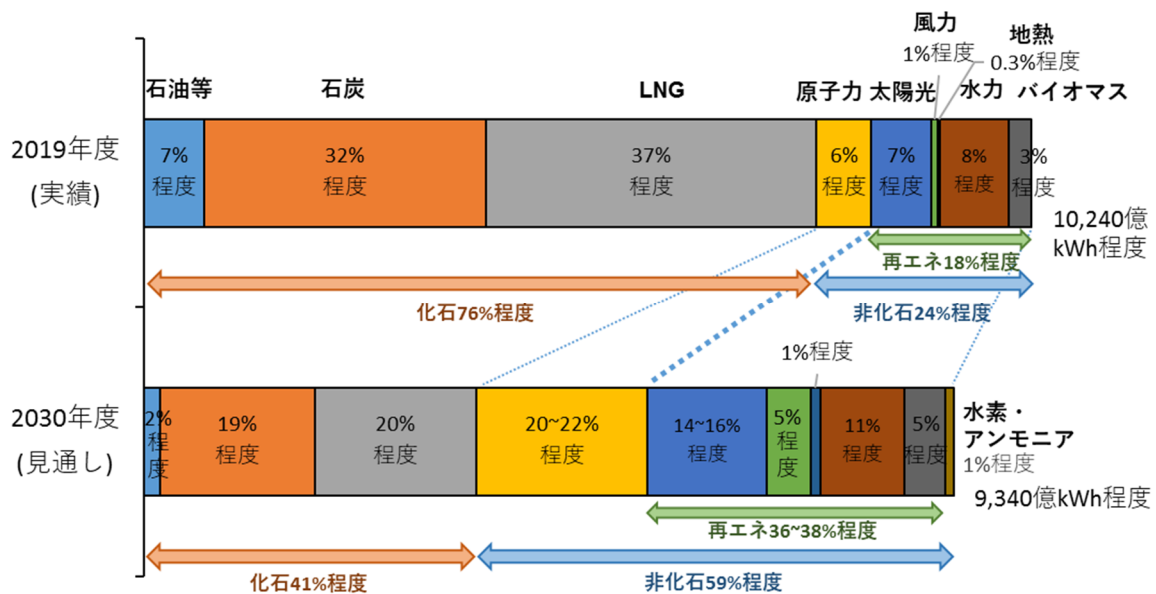
3 資源・エネルギー政策

(1) エネルギー基本計画

我が国のエネルギー政策は、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づいて、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めるため策定される「エネルギー基本計画³²」に沿って進められている。

本年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、「S+3E³³」を基本的視点とし、2050年までのカーボンニュートラルの達成を見据え、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底等の野心的な政策対応³⁴を定めており、2030年度の電源構成の見通し（LNG 20%程度、石炭 19%程度、石油 2%程度、再生可能エネルギー 36~38%程度、原子力 20~22%程度、水素・アンモニア 1%程度）についても示している。

＜電源構成の実績及び第6次エネルギー基本計画で示されている見通し＞



資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」等より当室作成

³² 「エネルギー政策基本法」第12条。また、同法は、「少なくとも3年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認められるときには、これを変更しなければならない。」（第12条第5項）としている。

³³ 安全性（Safety）を前提とした上での安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）を図る大原則

³⁴ 具体的には、「再生可能エネルギー」について有望かつ多様で重要な国産エネルギー源と位置付け、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとし、「原子力」について安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造に寄与する重要なベースロード電源と位置付け、使用済燃料対策等の様々な課題へ対応するとし、「化石エネルギー」について現時点でエネルギー供給の大宗を担う今後とも重要なエネルギー源と位置付け、脱炭素技術を確立しコスト低減を目指しながら活用していくとしている。

(2) クリーンエネルギー戦略

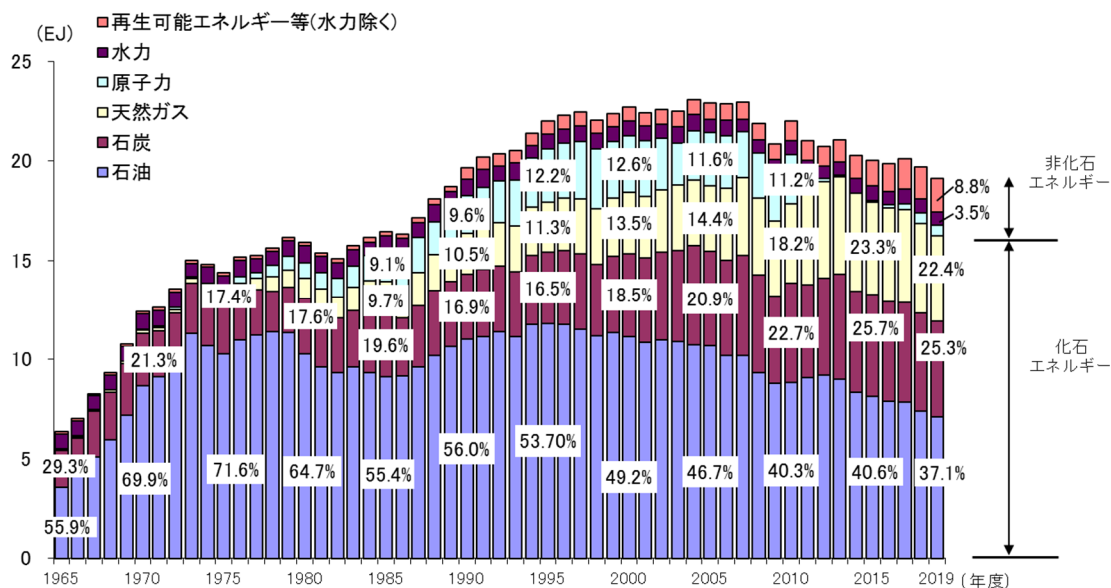
2050年カーボンニュートラル宣言及びグリーン成長戦略³⁵を踏まえ、11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、水素インフラの充実、太陽光発電の導入拡大等に向けた設備の整備等の支援とともに、更なる経済成長につなげていくために「クリーンエネルギー戦略」を策定する旨が明記された。

(3) 最近のエネルギー情勢等

我が国の「一次エネルギー供給³⁶」は、従前は、石油にその割合の過半を、また特に発電用として石炭にも一定の割合を依存してきたが、1970年代の2度のオイルショック等を経て、石油に代わり天然ガス（液化天然ガス：LNG）や原子力の導入が進められた。しかし、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）を受けて原発が順次稼働を停止し、その代替として化石燃料、特にLNGの割合が急増した。また、再生可能エネルギーも、平成24年7月の固定価格買取制度（FIT制度³⁷）の開始により、シェアを伸ばしている。

なお、我が国の一次エネルギー供給におけるエネルギー自給率³⁸は戦後低下を続け、原子力の発電量がゼロになった平成26年度に過去最低（6.4%）を記録した後、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により、令和元年度は12.1%となった。

＜一次エネルギー国内供給の推移＞



資源エネルギー庁「エネルギー白書 2021」より当室作成

³⁵ 前述「1 (2) 我が国の「成長戦略」」を参照。

³⁶ 国内で供給されている国産、輸入を含めた全てのエネルギーの量。発電所における電気エネルギーへの転換や、石油精製工場におけるガソリン等の石油製品への加工等、エネルギー転換の過程を経て、消費者に届けられる。

³⁷ Feed In Tariff: 再生可能エネルギー電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度

³⁸ 原子力発電のウラン燃料は輸入されているが、再処理することで再び燃料として利用が可能であるため、IEA（国際エネルギー機関）は原子力を国産エネルギーとして一次エネルギー自給率に含めている。

(4) 各エネルギーの現状

ア 化石燃料（石油、LNG、石炭）

化石燃料はCO₂を多く排出するエネルギー源であり、世界的な脱炭素化の動きに伴い、我が国の一次エネルギー供給に占める割合は減少傾向にあるものの、依然として85%程度を占めている。

化石燃料のうち、石油については、今なお一次エネルギー供給の最大の割合を占めており、ホルムズ海峡³⁹における中東情勢の地政学的リスクや新興国での需要増大等を受けて、調達先の多角化、海外権益の確保や国家・民間での備蓄⁴⁰等が進められている。

次に、LNGについては、中東依存度が低く地政学的リスクは低いものの、CO₂排出量が少ないこともあり、その需要は世界的に拡大し、安定供給が課題となっている。

また、石炭については、CO₂排出量が多く、「第6次エネルギー基本計画」においても非効率な石炭火力のフェードアウトを推進するとされている⁴¹。一方で、旧来の石炭火力発電よりも大幅にCO₂排出量削減が可能な石炭ガス化複合発電（IGCC）等の技術開発や、二酸化炭素回収貯留（CCS）・有効利用（CCU）等の商用化に向けた事業環境整備を進めるとしている。

イ 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス）は、平成24年7月のFIT制度の導入以降、導入量が拡大している（2019年度の電源構成に占める発電割合は約18%）ものの、FIT制度に基づく買取費用（国民負担）が年々増大⁴²しているほか、発電量が不安定である等の再生可能エネルギー由来の電力が送電を抑制される場合があるなどの問題⁴³があり、主力電源化に向けての課題となっている。

これらの課題への対応策として、市場価格と連動させて賦課金による国民負担の抑制等を図るFIP制度⁴⁴が来年4月より開始されるほか、系統の増強とともに、効率的な系統運

³⁹ 我が国が輸入する原油の89.6%、LNGの17.0%が中東地域からの輸入であり、多くが狭隘なホルムズ海峡を経由するため、地理的特性により影響を受ける地政学的リスクが高い（資源エネルギー庁「エネルギー白書2021」等）。

⁴⁰ 令和3年9月末で、国家備蓄が4,545万kℓ（145日分）、民間備蓄が2,773万kℓ（92日分）など計242日分備蓄されている（資源エネルギー庁石油精製備蓄課「石油備蓄の現況」（令和3年11月））。

⁴¹ 本年10月31日から英国で開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」で採択された決定文書においては、全ての締約国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の遞減及び非効率な石炭火力燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速すること等が盛り込まれている。

⁴² FIT（Feed-in Tariff）制度では、再生可能エネルギー導入を促すため、再生可能エネルギー発電事業者が発電した再生可能エネルギー電気を通常の電気料金よりも高い価格で買取を行うことが電気事業者に求められている。通常の電気料金との差額は「賦課金」として電力利用者が負担することとなっており、標準家庭の月額負担額は、制度開始当初は66円であったが、令和3年度では873円となっている。また、令和3年度の買取費用の総額は3.8兆円に達する見込みである。

⁴³ 電力会社の既存の発電設備や送電網は、大量の再生可能エネルギー由来の電気の受入を前提として整備されていないことから、電力会社の電源構成、送電線の容量や送電線の有無等により、再生可能エネルギー発電設備が送電線に接続できない事例や、接続されても電力需給の関係で送電網への送電を抑制される（出力制御）事例が見られる。

⁴⁴ Feed In Premium: FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアムを上乗せして交付する制度

用⁴⁵に向けて取組を進めることとされている。

ウ 原子力

原子力発電は気候や地政学的リスク等の変動要因の少ない安定供給が可能な「ベースロード電源」として利用が進められ、2010年度は発電量の約25%を占めていたが、福島第一原発事故を経た2019年度では約6%となっている。

事故から10年を経過した現在も、地下水が原子炉建屋に流れ込み汚染水を発生させており、多核種除去設備（ALPS）等で処理⁴⁶された上で原発敷地内で保管されてきたが、本年4月13日に海洋放出する方針が示された（海洋放出の開始は2年後目途）。今後、海洋放出に伴う風評被害対策等が進められることとなる。

原子力発電所の再稼働については、原子力規制委員会によりいわゆる「新規規制基準」（平成25年7月施行）に適合すると認められた場合には再稼働させることとされており、現在10基の原子力発電所が再稼働している。

また、資源の乏しい我が国は、原子力発電所で生じた使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を再度発電に利用する「核燃料サイクル」への取組を進めてきたが、最終的に発生する高レベル放射性廃棄物は地層処分とされており、最終処分地選定手続の第一段階に当たる「文献調査」が、北海道寿都（すつつ）町及び神恵内（かもえない）村において昨年11月に開始された。

(5) 電力システム改革等の取組

我が国の電気事業は、10の一般電気事業者による地域独占体制、所管大臣による認可料金制（総括原価方式）及び「垂直一貫体制」（発電・送配電から小売までの一体的運営）により推進されてきた。しかし、東日本大震災及び福島第一原発事故等によって生じた「電力危機」等を踏まえ、平成25年から「電力システム改革」が開始され⁴⁷、平成28年4月に電力小売の全面自由化が⁴⁸、昨年4月に電力会社の発送電分離が実施された。

電力システム改革により異業界からの新規参入等の効果が見られる中、更なる競争活性化及び電力の安定供給を図るために、昨年7月には、必要となる中期的な発電能力を入札により確保するための「容量市場⁴⁹」が創設された。

⁴⁵ 系統の容量に空きがなくなったときに発電量の「出力制御」を行うことを前提に、需要や気象状況等の理由から使用されていない容量の範囲で系統接続できる「ノンファーム型接続」の拡大が進められている。

⁴⁶ 平成25年に稼働したALPSでは、トリチウムを除く62種の核種（放射性物質）の除去が可能である。

⁴⁷ 「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定）を踏まえた以下の3段階による電気事業法の改正により実施。①全国規模での電力調整を担う広域的な運営推進機関の設立等を内容とする第1段階の改正（平成25年11月）、②電気事業の種類を発電事業、送配電事業及び小売事業の3つに再編すること等を内容とする第2段階の改正（平成26年6月）、③電力会社の法的分離方式による発送電分離等を内容とする第3段階の改正（平成27年6月）

⁴⁸ 電力小売を担う「新電力」の全販売量に占めるシェアは22.2%になっている（令和3年7月時点）。

⁴⁹ 容量市場は、4年後に全国で必要な発電能力（供給力）を確保する市場。電力広域的運営推進機関の入札に対し発電事業者が応札し、4年後の実需要年度に小売電気事業者が落札価格に応じた金額（容量拠出金）を支払い、発電事業者は供給量に応じて対価（容量確保契約金）を受けるものである。

(6) 電力需給のひっ迫

昨年 12 月中旬以降、寒波による電力需要の増加と LNG の在庫減少による LNG 火力発電の稼働抑制などにより、電力のスポット市場価格が高騰した。本年度冬季も電力需給のひっ迫が見込まれることから⁵⁰、電力の安定供給確保に向けて、LNG の在庫動向のモニタリング強化や発電事業者間の LNG の融通支援、電力の供給力の追加公募等の対策が進められている。

(7) 燃料価格高騰問題

コロナ禍による産業活動の停滞に伴う世界的な原油需要の減退を受けた OPEC プラス⁵¹での減産合意の影響や、その後の景気回復による原油需要の拡大を受けて、世界的に原油価格が高騰し、国内でもガソリン等の燃料価格が高騰している⁵²。このため、政府は、11 月 19 日に閣議決定した追加経済対策に燃料の小売価格抑制の対策等を盛り込むとともに⁵³、同月 24 日には米国等と協調して石油の国家備蓄の一部放出⁵⁴を行う旨を決定した。

4 経済連携協定 (EPA/FTA)

2000 年代後半以降、WTO (世界貿易機関⁵⁵) での多国間交渉が難航・長期化する中、世界の主要国は、貿易・投資の拡大のため積極的に二国間・地域間の経済連携協定 (EPA/FTA⁵⁶) を締結するようになっている。

我が国では、本年 11 月現在、19 の経済連携協定⁵⁷が発効しているが、特にアジア太平洋地域における経済連携協定を推進しており、平成 28 年 2 月に 12 か国で署名された TPP 協定 (環太平洋パートナーシップ協定⁵⁸) 及び、同協定から米国が離脱したことを受けて残りの 11 か国で平成 30 年 12 月に発効した CPTPP 協定 (環太平洋パートナーシップに

⁵⁰ 本年度冬季の電力需給については、最低限必要な電力予備率 3% を確保できるものの、過去 10 年間で最も厳しい見通しとされている (電力・ガス需給と燃料 (LNG) 調達に関する官民連絡会議 (2021. 10. 21))。

⁵¹ サウジアラビアやイラクなどの OPEC (石油輸出国機構) 加盟国 (現在 13 カ国) 及びロシアやメキシコなどの非 OPEC 加盟国 (現在 10 カ国) により、2016 年、設立の合意がなされた。

⁵² ガソリンの小売価格の全国平均は 2020 年 5 月 11 日にコロナ禍以降で最安の 1 リットル 124.8 円を付けたが、2021 年 11 月 8 日には 169.0 円まで上昇した。

⁵³ ガソリンの小売価格の全国平均が 1 リットル 170 円を超えた場合に、石油元売会社等に補助金を出し、値上げ幅を最大 5 円抑制する方針と報道されている (『日経新聞』 (2021. 11. 24))。

⁵⁴ 政府は、定期的に行っている備蓄原油の入替のための民間売却を前倒して実施することを 11 月 24 日に決定した。

⁵⁵ GATT (関税及び貿易に関する一般協定) を発展的に解消させて、1995 年 (平成 7 年) に設立された国際機関

⁵⁶ EPA: 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

FTA: 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

⁵⁷ シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN 全体、フィリピン、ベトナム、インド、モンゴル、豪州、メキシコ、チリ、ペルー、スイス、CPTPP、EU、米国、英国

⁵⁸ オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの 12 か国が参加していた経済連携協定で、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めるもの。

関する包括的及び先進的な協定)の締結を進めたほか、令和2年11月に署名されたRCEP(地域的な包括的経済連携)協定⁵⁹にも参加している。このうちCPTPP協定については、EUを離脱した英国が本年2月に加入を申請したほか、9月には中国と台湾が相次いで加入を申請する等の動きが見られる。

5 知的財産政策

(1) 我が国の知的財産政策の概要

我が国の知的財産政策は、知的財産基本法(平成14年法律第122号)に基づき平成15年3月に設置された知的財産戦略本部において毎年策定される「知的財産推進計画」にのっとり推進されている。

本年7月には「知的財産推進計画2021」が策定され、「ニューノーマル(新たな日常)」に向けて加速的なデジタル化を進めなければならないとされた。その上で、今後の知的財産戦略について重点7施策⁶⁰を定め、デジタル時代に対応した著作権制度の改革、企業の知財投資や活用を促進する仕組みの準備、戦略的に重要な分野における標準化活動の促進等を早急に実行に移していくことが国際競争に勝ち抜くために必要であるとしている。

(2) 特許制度の見直し

新型コロナウイルスの感染拡大により非接触の生活様式が浸透し、また、電子商取引拡大により模倣品が流入している状況等を踏まえ、知的財産制度を安定的に支える基盤を構築するため、デジタル化等の手続整備、権利保護の見直し等を内容とした「特許法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第42号)が本年5月に成立した。

なお、11月に開催された第1回経済安全保障推進会議において、経済安全保障を推進するための法整備の一環として、特許の非公開化の検討を進めることとしている⁶¹。

(3) 標準必須特許

IoT⁶²の浸透により、これまで通信業界の企業同士で行われてきた標準必須特許⁶³のライセンス交渉が異業種間でも行われるようになり、従来のような手法による解決が困難になっている。このため、経済産業省は、本年7月に公表した中間整理報告書において、ライセンス紛争への対応策を検討し対外的に発信していくこと、特許補償等の負担の在り方に関し、より大きな方向性の検討や事実関係の把握に取り組むこと等を示している。

⁵⁹ ASEAN10か国、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランドの15か国が参加する経済連携協定で、世界のGDP、貿易総額、人口の約3割を占める広域経済圏を創設するもの。令和4年1月1日発効予定。

⁶⁰ 「競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化」、「優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進」、「21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備」、「デジタル時代に適合したコンテンツ戦略」、「スタートアップ・中小企業/農業分野の知財活用強化」、「知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化」、「クールジャパン戦略の再構築」

⁶¹ 前述「1(3)経済安全保障」を参照。

⁶² Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。

⁶³ 標準規格で規定された機能等を実現する上で必須となる特許のこと

6 独占禁止政策

(1) 公正取引委員会の概要

我が国の独占禁止政策は、独立行政委員会である公正取引委員会において進められており、独占禁止法⁶⁴及び下請法⁶⁵等について、違反行為の調査及び排除措置等を行うほか、各種ガイドラインの策定等による関係業界の指導、相談等を実施している。

(2) プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

デジタルプラットフォーム⁶⁶は、中小企業等の出店者に市場へのアクセスの可能性を高めると共に、消費者にとっても多数の商品・サービスの選択を与える等の便益をもたらしているが、独占化・寡占化の進展により、デジタルプラットフォーム企業と出店者との取引において契約条件やルールの一方的押しつけ等の問題も生じている。このため、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」(令和2年法律第38号)において、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示や透明性・公正性に関する評価等の措置が講じられ、規制の対象としてアマゾンジャパン、楽天グループ、ヤフー、Apple、Google が指定された。

また、デジタル広告市場についても、寡占化による透明性・公正性に関する懸念等が生じているため、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、法規制の対象にデジタル広告市場を追加するなど、競争政策強化に関する必要な制度上の措置等を講ずるとされ、政府において法制面での検討が進められている。

II 第207回国会提出予定法律案等の概要

1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に伴い、特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定半導体生産施設整備等に係る計画認定制度の創設、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対する国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による助成等の措置を講ずる。

内容についての問合せ先

経済産業調査室 勝部首席調査員(内線 68560)

⁶⁴ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)

⁶⁵ 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)

⁶⁶ インターネットを通じてICTやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するもの